



## 寄せられた質問と市の回答

NO	質問	回答
1	補助金は、青梅市の間接補助金でしょうか。補助金交付要綱はインターネットで取れますか。	補助金については間接補助金となりますが、補助金の交付要綱について、国および都の補助金交付要綱に沿って作成を進めております。なお、国や都の補助金の対象と認められない場合は、市から補助金は交付いたしません。
2	法人として、東京都の大規模修繕補助を受けている法人の場合、10年ルールの対象になりますか。	今回の補助金はグループホームにおける補助金となりますので、対象にはなりません。
3	ハード補助金とソフト補助金の併用はできますか。	併用は可能ですが、それぞれ補助金ごとに審査があります。
4	グループホームを整備する圏域に指定はありますか。	圏域の指定はありません。
5	グループホームの整備について2ユニット以上とする事は可能ですか。	今回は1ユニットのみの整備となります。
6	グループホームを整備する際、同一建物内に他のサービスを併設する事は可能ですか。	併設する場合、定期巡回を除く地域密着型サービス以外の居宅サービスであれば可能です。
7	事業計画でグループホームと定期巡回の募集ということですが、その意図や経緯について教えてください。また他の介護サービスの募集はありますか。	地域密着型事業所の整備数については、高齢者および事業者のニーズ調査とサービスの利用率をもとに、青梅市介護保険運営委員会の承認を経て、決定されました。第7期計画において、その他の地域密着型サービスの公募予定はありません。
8	事業者から他の介護サービス立ち上げのニーズがあれば、今期の事業計画に組み込んで頂くことは可能ですか。	現時点では第7期計画において、整備計画内容の変更予定はありません。
9	定期巡回の職員は他事業所(法人内)との兼務は可能でしょうか。	介護職員の兼務については、それぞれのサービスで時間の按分をすることが必要になります。また、オペレーターの兼務が認められておりますが、いずれも同一敷地内の場合に限りです。
10	小規模サテライトと定期巡回同時整備をお願いできますでしょうか。	第7期計画において、その他の地域密着型サービスの公募予定はありません。
11	申し込みに必要な書類はすべて4月26日までに提出する必要があるのでしょうか。	すべてご提出いただく必要があります。
12	様式第6号の事業スケジュールについて今回更地からの開発を検討しており、設計会社や建築会社に工期や予算の見積もりがあるため、正確なスケジュールを26日までに提出することは間に合わないことが想定されます。その場合は現時点で考えられるスケジュールでよいのでしょうか。	提出日時点でいただいた資料で審査をいたします。
13	様式第14号及び、15号について近隣関係住民等への説明状況、関連行政機関との事前相談の状況の書類がありますが、具体的な設計や工期も決まっていない現段階では記載できないことが想定されますが、その場合はどのようにすればよいのでしょうか。	提出日時点でいただいた資料で審査をいたします。
14	様式第7号の平面図に関しては申請書提出後に設計会社との打ち合わせの中で変更が出る場合も想定されますが、変更届等必要になるのでしょうか。	提出いただいた後に、計画変更があったときは、新規申込みと同様の取扱いとして対応します。
15	様式第6号に関しまして事業開始の時期についてはいつを想定されておりますでしょうか。	原則的には平成31年度内のサービス提供開始を想定しております。
16	認知症対応型共同生活介護と併設する形で居宅介護支援事業所を設けた場合、居宅介護支援事業所の管理者とグループホームの管理者は兼務可能でしょうか。	支障のない範囲で管理者の兼務は可能です。
17	居宅介護支援事業所のケアマネジャーとグループホームのケアマネジャーは兼務可能でしょうか。	介護支援専門員である計画作成担当者は、当該グループホームにおける他の職務を除き、兼務することはできません。
18	同じ建物内にグループホームとは別区画で住宅型有料老人ホームや訪問介護事業所を併設した場合、グループホームの管理者、住宅型有料老人ホームの管理者、訪問介護事業所の管理者の3職兼務等は可能ですか。	支障のない範囲で管理者の兼務は可能です。
19	法人が債務超過(少額)になっている場合は応募できないのでしょうか。	応募資格に「直近会計年度において債務超過でないこと」とあるため、認められません。
20	代表、家族の金融資産は加味されませんか。	財務内容の審査は法人が対象となります。個人資産は勘案されません。
21	決定した場合、現法人とは別で法人を設立し運営をしたいのですが、可能ですか。	運営する法人で応募いただきますようお願いいたします。
22	土地・建物において根抵当権がある場合でも補助金は受けられますでしょうか。	現時点で確認できる補助金交付要綱上では根抵当権は認められておりません。